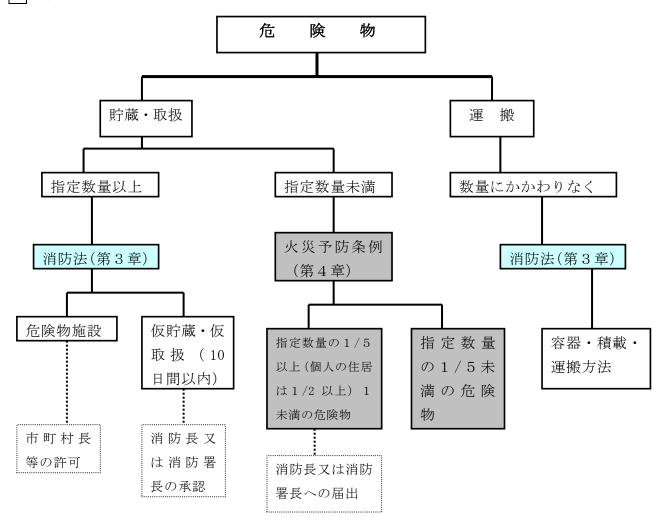
第2章少量危険物等の規制概要

1 指定数量未満の危険物

指定数量未満の危険物の貯蔵又は取扱いの基準については、消防法第9条の 4を受け、条例でその技術上の基準を定めている。

条例では、指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物について、その技術上の基準や届出等について定めている。ただし、指定数量未満の動植物油類の基準は、指定可燃物・可燃性液体類等の基準によらなければならない。

2 規制の概要



3 少量危険物の規制範囲

1 「同一の場所」(条例第32条)の運用

少量危険物の規制範囲は、同一敷地内に存する「**同一の場所**」での貯蔵・取 扱いとする。

「同一の場所」とは、原則として、屋外において貯蔵し、又は取扱う場合は 同一の敷地、屋内において貯蔵し、又は取扱う場合は同一の建築物、若しくは 建築物内の一部、タンクにおいて貯蔵し、又は取り扱う場合は当該タンクの部 分とする。

[例図]

同一敷地内に存するA~Fを「同一の場所」とみなして危険物の数量を算定し、それぞれ少量危険物施設として規制する。

 A
 : 斜線の範囲は屋外の範囲

 B
 C

 A
 屋内 (同一の建築物)

 (部分規制)

 D
 E

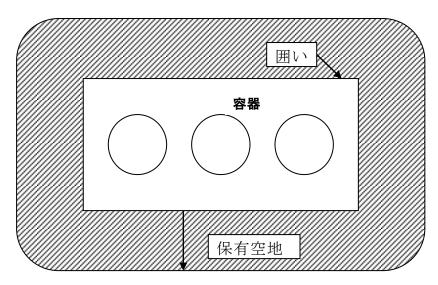
 地下タンク (屋外)
 地下タンク

2 規制範囲の運用

(1) 屋外の場合

- ① 規制範囲は、少量危険物を貯蔵し、又は取り扱う周囲の囲いまでとする。
- ② 必要な空地を保有する場合は、空地までを規制範囲とする。
- ③ 必要な空地の起算点は、周囲の囲いからとする。

容器での貯蔵



(2) 屋内の場合

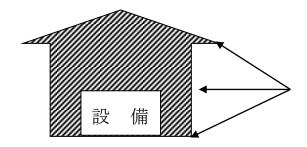
屋内での少量危険物は、次のとおり分類される。

	規制範囲	位置・構造規制	留意事項
1)	1 棟規制	建築物全体	・壁、柱、床、梁、階段、天井(天井のない場合は屋根)は、不燃材料で造られていること。 ・空地は必要としない。
2-1	部分規制	設備の周囲から 3 m以上の空地 までの部分	・出入り口以外の開口部を有しない耐火構造の壁、柱に面する場合は、空地を3m未満(概ね0.5mまで)とすることができる。出入り口は、自動閉鎖式特定防火設備とすること。
2-2	部分規制	不燃区画部分	・開口部を有しない不燃材料で床又は 壁を区画すること。 ・出入口・・・防火設備のみ設置可



少量危険物の規制範囲

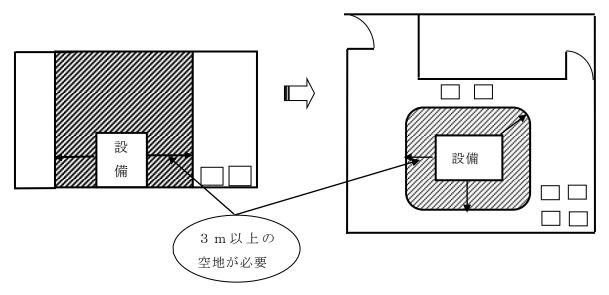
① 1棟規制・・・建築物全体を少量危険物施設として規制



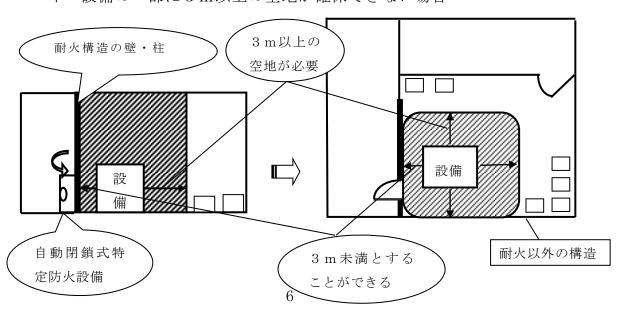
壁、柱、床、梁、階段、天井 (天井のない場合は屋根)は、 不燃材料で造られ又は覆われ ていること。

②-1 部分規制・・・3 m以上の空地を含めて部分的に規制 (建物内の一部に設ける場合)

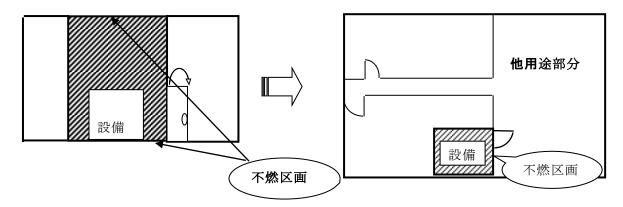
ア 設備の全周を3m以上の空地とする場合



イ 設備の一部に3m以上の空地が確保できない場合



②-2 部分規制(不燃区画部分)



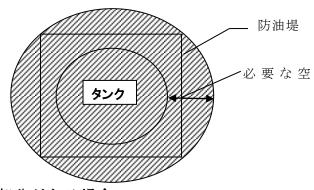
(3) タンク(地下タンク、移動タンクを除く)

① 屋外タンク

ア 付属設備(防油堤、ポンプ設備等)及び必要な空地(条例第31条の 3第2項第1号)を含む範囲とする。

イ 必要な空地の起算点は、側板からとする。

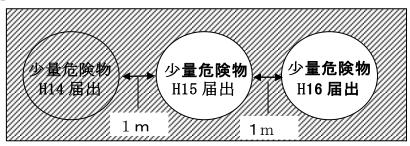
a 単独で設置の場合



b 共有部分がある場合

- ・ タンク1基で、1の少量危険物とする。
- ・ 付属設備のポンプ等を共有する場合は、届出年月日が古い少量危険物の付属設備とする。ただし、防油堤を共有する場合は、最大の容量を有する少量危険物タンクのものとする。

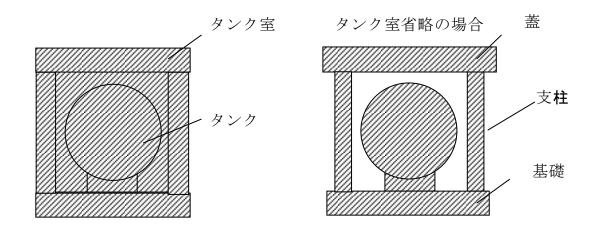
【例】防油堤を共有する場合(タンク容量が同一の場合)



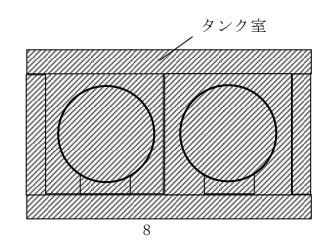
*防油堤は、H14の少量危険物の範囲

- ② 屋内タンク
 - (2) の屋内の例によること。
- ③ 地下タンク

ア 1基の場合



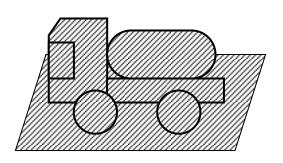
- イ 複数の地下タンクがタンク室、基礎又は蓋を共有して設けられる場合
 - a それぞれのタンクの数量を合計した数量が、少量危険物に該当する 場合は、少量危険物として規制する。
 - b 合計数量が指定数量以上となる場合は、危険物施設(地下タンク貯 蔵所)として規制する。



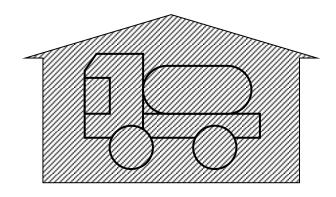
④ 移動タンク

車両及び常置場所を規制範囲とする。

ア屋外



イ 屋 内

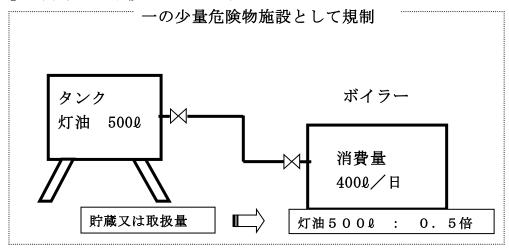


⑤ その他(同一工程)

貯蔵タンクと危険物を取り扱う設備が同一工程である場合、同一工程を 一の少量危険物施設とすることができる。

この場合の貯蔵・取扱量は、貯蔵又は取扱量の大なるものとする。

【例】 貯蔵及び取扱いが同一工程



|4| 少量危険物の数量算定

1 数量算定

1) 取扱(製造も含む。) の場合

1日(24時間)における取扱行為に係る危険物の数量の合計とする。

2) 貯蔵の場合

容器及びタンクで貯蔵する場合はその容量とする。

2 品名又は指定数量を異にする2以上の危険物

品名又は指定数量を異にする2以上の危険物**を同一の場所**で貯蔵、取り扱う場合は、条例第32条「品名又は指定数量を異にする危険物」で規定している。

「指定数量を異にする危険物」には、同じ品名であっても性質が異なる ことにより、指定数量が異なるものも含まれる。

【例】

類別	品 名	性質	指定数量
笠 4 絽	第1石油類	非水溶性液体	2000
第4類		水溶性液体	4000

「同一の場所」 → 3 少量危険物の規制範囲 1 「同一の場所」の 運用によること。

【倍数の算定例】

同一の場所で複数の危険物を算定する場合、指定数量の5分の1の数量で除すよりも、**指定数量で除し、商の和が0.2以上1未満である場合を、少量危険物**とする算定方法(危険物施設に準じた方法)が理解しやすい。(少量危険物と、危険物施設との倍数の比較が明確となるため)

	性 質	最大貯蔵	指定数量	商 最大貯蔵取扱量
品名	江東	取扱量		指定数量
硫 黄		3 0 kg	1 0 0 kg	0.3
第1石油類	非水溶性	50ℓ	2000	0.25
第1石油類	水溶性	1000	4000	0.25
硝 酸		3 0 kg	3 0 0 kg	0.1
	0.9			

上記の商の和が 0.2 以上 1 未満であるから、当該場所は少量危険物 貯蔵取扱所となる。

| 5 | 同一敷地、同一棟での少量危険物の複数設置

複数の少量危険物を設置することにより、屋外又は同一棟での危険物の貯蔵・取扱い量の合計が、指定数量以上となる場合、多量の危険物が同一敷地 又は同一棟で貯蔵又は取り扱われることになる。

したがって、場合によっては危険物製造所等に該当し許可を要することにもなるため、複数の少量危険物の設置については、危険物の規制及び火災予防上の観点から、特に留意しなければならない。

ポイント 複数設置の留意点

複数の少量危険物の設置についての具体的な要点は次のとおりであり、多量の危険物の貯蔵、取扱いによる危険性が懸念される場合は、危険物施設の設置についても検討する必要がある。

- ① 複数危険物の相互の関連性の有無
- ② 危険物の性質(引火性危険、特殊危険物等)
- ③ 周囲への延焼危険
- ④ 建築物の規模、階層、構造、区画等
- ⑤ 消防用設備の設置状況 (消火設備、警報設備等)
- ⑥ その他